

茗溪学園中学校高等学校いじめ防止基本方針

2018年4月3日制定
2023年12月31日改訂
2024年6月14日改訂

茗溪学園中学校高等学校では、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下の通りとする。

I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。従って本校全生徒はいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう、いじめの防止等の対策を講じる。

2 いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない。

3 教職員の認識すべき事項

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であると認識し、いじめがなく、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、保護者や関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。またいじめが疑われる場合は、適正かつ迅速にその問題に対応し、組織的に解決を図るとともに、その再発の防止に努める。

II 校内組織

いじめ防止等を実効的に行うため「いじめ防止対策会議」を設置する。

1 会議の構成員は以下のとおりとする。

校長 副校長（2名） 教頭 教務部長 生徒指導部長 学年主任 相談室長

※必要に応じて校長補佐、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、その他学校長が必要と認める教職員

2 「いじめ防止対策会議」は定期的に会議を行う。

3 会議は原則として週1回行う。

4 会議は以下の事務を所掌する。

- ①いじめの未然防止や早期発見に関して
- ②いじめ問題の確認とその対応に関して
- ③いじめ問題の具体的対応策の検討
- ④生徒向けの研修や情報モラル教育の企画
- ⑤教職員向けの研修の企画

5 定期的な会議以外にも、「いじめ防止対策会議」が必要と判断した事案については、「いじめ対策特別委員会」を招集して会議を行う。その委員は事案に応じて「いじめ防止対策会議」の構成員を中心に招集して構成する。

Ⅲ いじめ防止等のための対策に関する基本的な取り組み

1 いじめの未然防止

本校の教育活動全般を通し、自己指導力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、互いに認め合い、集団の中でも自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を持てる活動を促し、いじめに向かわない態度、能力を育てる。

またインターネットを通じて行われるいじめに関しては発見が難しいため、生徒からの情報や教職員によるネットパトロールを行うとともに、生徒のインターネット使用について自らが適切に判断し活用できるような情報モラル教育を行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- ①いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなり得る可能性があり、大人が気づきにくい形で行われることが多い。これらを教職員が認識し、生徒のささいな兆候を見逃さないよう早期発見に尽力し、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、積極的に認知する。
- ②生徒が気軽に相談できるような関係を築き、様々な悩みに対して適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ③いじめ調査を以下のように行う。

ア) 生徒対象のアンケート

定期：年3回（6月・11月・2月）不定期：いじめの可能性があった場合に必要に応じて）

イ) 学年教員による二者面談（年3回程度）

ウ) 学年教員による保護者面談（年1回）

3 いじめへの対応（早期解消、生徒への支援、保護者への報告・協力）

いじめがあることが認識された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒およびいじめを報告した生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。

加害生徒に対する指導は、事実関係を調査・確認した上で、毅然とした態度で指導する。またいじめが抱える問題など、いじめの背景に目を向けながら、加害生徒の人格成長につながる指導を継続して行い、いじめを繰り返さないよう支援する。またインターネット上でのいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、事実関係を調査・確認した上で、必要に応じて書き込み内容を削除させる。

いじめが起きた集団（観衆・傍観者）には、いじめについて話し合わせるなど、自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されることのない行為であり、見逃さず根絶する態度が取れるよう指導を行う。

いじめられている生徒の保護者およびいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に関わる情報を共有する。またいじめを解決する方法については、いじめられた生徒および保護者の意向を踏まえ、十分な話し合いをもって進めていく。

4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときやいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき以下の対応を行う。

- ① 重大事態に該当するか否かは、重大な被害が生じた疑いがあるとき、管理職、生徒指導部及び学年教諭で合議の上、最終的に学校長が判断する。
- ② 当該事案に対する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- ③ 重大事案が発生した旨を、茨城県知事に報告する。
- ④ いじめの被害を受けた生徒および情報を提供した生徒の安全を確保し、落ち着いて学校生活に復帰できるよう支援（学習支援を含む）を行う。
- ⑤ いじめの加害生徒に対して、毅然とした対応でいじめをやめさせ、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導と支援を行う。
- ⑥ 調査結果については、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時適切な方法で、いじめを受けた生徒・保護者およびいじめを行った生徒・保護者に提供する。
- ⑦ 当該事態の事実に向き合い対応することによって、同種事態の再発生を防止する。
- ⑧ いじめ重大事態の調査委員会には、第三者を加える。第三者は、外部の弁護士、公認心理士や学識経験者等を追加する。

IV 関係機関との連携

いじめ問題への対応については、学校がいじめる生徒に対して必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関と情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

1 保護者との連携

学校は生徒の情報を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して対応を行う。

2 地域

校外での生徒の状況を的確に把握するため、地域住民等との連携を図る。

3 専門支援員の対応

スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの雇用。

校内フリースクールを開室し、スクールソーシャルワーカーが対応。

（毎週月曜、水曜日、金曜日 10:00～16:00）

4 関係機関等との連携

学校だけでの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

5 その他

いじめ問題が学校以外の団体（塾や社会教育関係団体等）や複数の学校に関連する場合、関連する団体や学校と連携を取り合って対応を行う。